

附属資料

「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」

保存管理の実施状況

2018年11月

富士山世界文化遺産協議会

目次

I 富士山ビジョンに基づく各種戦略の進捗状況	1
II 下方斜面における巡礼路の特定	9
<参考資料1> 巡礼路の調査・研究	12
<参考資料2> 巡礼路を活用した周遊促進	21
III 来訪者管理戦略	23
<参考資料3> 「望ましい富士登山の在り方」の実現に向けた来訪者管理計画	27
<参考資料4> 登山者数に関する指標・水準の設定	32
IV 上方の登山道等の総合的な保全手法	41
<参考資料5> 人工構造物の修景対策	43
<参考資料6> 山小屋整備ガイドラインの策定	46
V 情報提供戦略(interpretation strategy)	49
<参考資料7> 富士山世界遺産センターの開設	53
<参考資料8> 富士の国づくりキッズ・スタディ・プログラムの実施	59
<参考資料9> 遺産登録5周年記念シンポジウムの開催及び書籍の刊行	60
VI 危機管理戦略	61
<参考資料10> 富士山火山噴火に伴う土砂災害からの被害軽減	65
VII 開発の制御	67
<参考資料11> 富士山の景観保全に関する条例の制定	72
<参考資料12> 景観改善に関する取組	74
<参考資料13> 吉田口五合目周辺環境改善	76
<参考資料14> 三保松原の保全	78
<参考資料15> 北口本宮富士浅間神社周辺地域の整備	82
VIII 経過観察指標(monitoring indicators)の拡充・強化	87
<参考資料16> 2016年度経過観察指標に係る年次報告書(抄)	90

I 富士山ヴィジョンに基づく各種戦略の進捗状況

1 経緯

- 2013年の第37回ユネスコ世界遺産委員会は、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」(以下「富士山」という。)の世界遺産一覧表への記載決議(37COM 8 B. 29)にあたり、我が国に対して将来的に保全状況をより良いものへと改善していく上での指摘・勧告を行い、2016年2月1日までに保全状況報告書を提出するよう要請した。
- 山梨県・静岡県及び関係市町村等を中心とした「富士山世界文化遺産協議会」は、神聖で美しい世界文化遺産富士山の姿を確実に守り、その周辺環境を含めより良い状態へと発展させる決意を込めて、2014年12月、『富士山—信仰の対象と芸術の源泉ヴィジョン¹・各種戦略²』(以下「ヴィジョン・各種戦略」という。)を策定した。
- 2016年の第40回ユネスコ世界遺産委員会は、「ヴィジョン・各種戦略」策定等の取組を高く評価するとともに、決議(40COM 7 B. 39)において、2018年12月1日までに、資産の保全状況及び実施状況に関する最新の報告書を提出するよう要請した。
- 本報告書は、決議(40COM 7 B. 39)への対応として、富士山世界文化遺産協議会が、「ヴィジョン・各種戦略」に基づき実施している保存・活用の施策の実施状況を整理し、その進捗状況を示すものである。

2 ヴィジョン・各種戦略の体系

- 第37回ユネスコ世界遺産委員会は、決議(37COM 8 B. 29)において、資産を「ひとつの存在」として、また、「ひとつ(一体)の文化的景観」として管理するための管理システムを実現するために、資産の全体構想(ヴィジョン)の策定などa)~f)の6点を勧告した。さらに、「危機管理戦略の策定」を要請するとともに、「山麓における建築物等の規模・位置・配置に係るさらに厳しい規制」の必要性を指摘した。
- 「ヴィジョン・各種戦略」は、「アクセスや行楽の提供」と「神聖さ・美しさという特質の維持」という相反する要請を融合させるために、「ひとつの存在(an entity)³」及び「ひとつ(一体)の文化的景観(a cultural landscape)⁴」の2つの側面を踏まえて策定されたものである。
- 現在実行されている「ヴィジョン・各種戦略」の構造・関係性は、以下のとお

¹ ヴィジョンでは、地域社会が世界遺産の保存・活用に参画することを通じて、資産を「ひとつの存在(an entity)」及び「ひとつ(一体)の文化的景観(a cultural landscape)」として管理する方法・体系を運営可能な状態にするための方向性を示した。

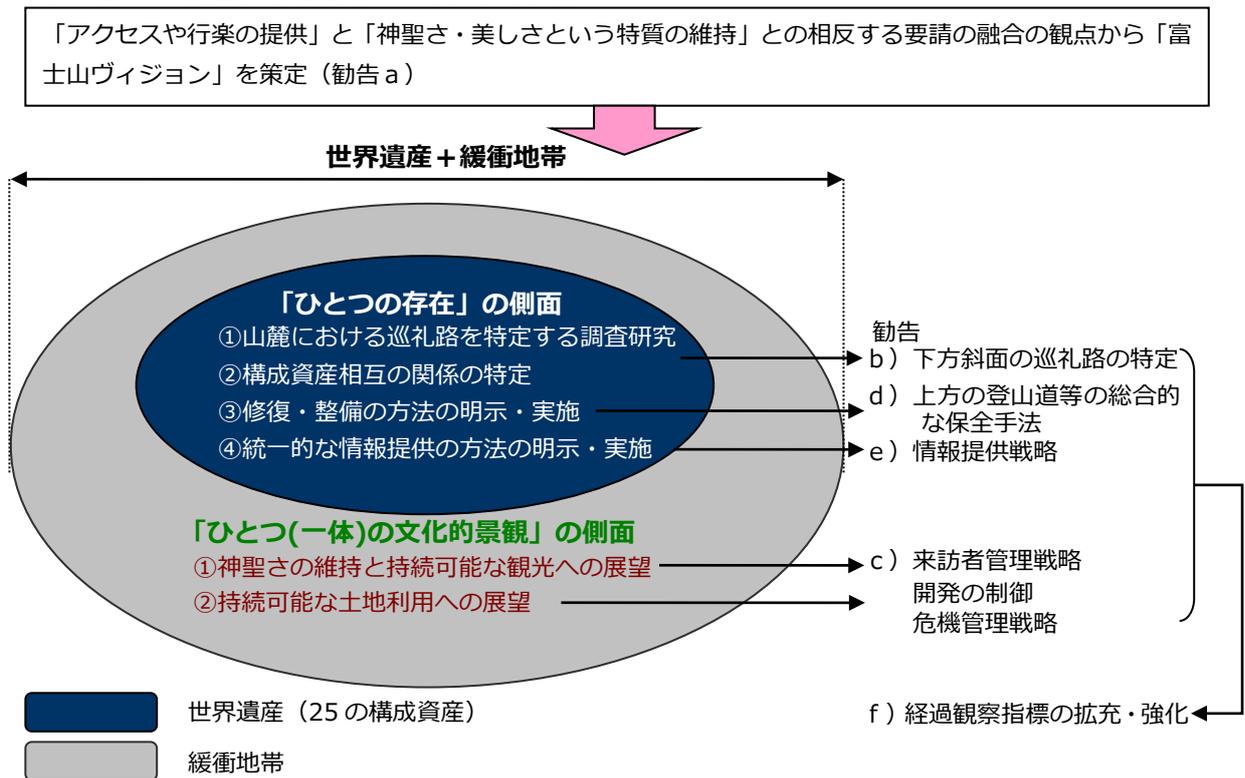
² 各種戦略では、世界遺産委員会決議(37COM 8 B. 29)で指摘された下方斜面の巡礼路の特定、来訪者管理戦略、上方の登山道等の総合的な保全手法、情報提供戦略、経過観察指標の拡充・強化、危機管理戦略、開発の制御の各項目について、それぞれ現状及び課題を整理した上で、適切な保存管理の方向性及び具体的な対策・実施スケジュールを示した。

³ ひとつの存在(an entity)としての管理:25の構成資産の相互のつながりを明確化するとともに、芸術作品に基づく2つの展望地点(本栖湖北西岸の中ノ倉峠/三保松原)から富士山に対する良好な展望景観を維持するなど、一体的な管理を実施する。

⁴ ひとつの文化的景観(a cultural landscape)としての管理:「アクセスや行楽の提供」と「神聖さ」・「美しさ」の維持とを融合させ、構成資産のみならず緩衝地帯も含め、両者間の相反する課題を調和的に解決する。

り整理される。なお、これまでの間、各戦略・方法に示した保存管理の方向性に変更は生じていない。

<ヴィジョン・各種戦略と勧告の関係（概念図）>



3 各戦略・方法の概要と実施状況

富士山の保存・活用の施策は、各戦略・方法に示した適切な保存管理の方向性等に基づき、着実に実施されており、それらの進捗状況の概要は、次表に示すとおりであり、それらの詳細は、次章以降に整理している。

下方斜面の巡礼路の特定、情報提供戦略並びに来訪者管理戦略、上方の登山道等の総合的な保全手法、開発の制御の各項目に示した保存・活用の施策は、相互に分ちがたく結び付く部分を有しながら、着実に前進している。

さらに、災害発生時における来訪者・住民への情報提供と深く結び付く危機管理戦略や、各項目の実施状況を的確に把握するための経過観察指標の拡充・強化についても着実な前進が見られている。

また、管理体制については、包括的保存管理計画に定めた①富士山世界文化遺産学術委員会、②富士山世界文化遺産協議会作業部会、③富士山世界文化遺産協議会が定期的開催され十分に機能していること、会議において、世界遺産委員会決議への対応等を協議するとともに、経過観察の年次報告書等を通じて関係者の意思疎通・協力が十分に図られていることなどから、管理体制は適切に運営されていることが明確となっている。

したがって、資産全体を「ひとつの存在 (an entity)」として、さらに資産のみならず緩衝地帯を含めた「ひとつ(一体)の文化的景観 (a cultural landscape)」として管理する方法・体系は、運営可能な状態にあるものと確信している。

本頁はレイアウト調整上意図的に白紙にしてあります。

戦略・方法	戦略・方法の概要
下方斜面の巡礼路の特定 (勧告 b)	<ul style="list-style-type: none"> ・今は使われなくなった巡礼路の位置・経路の特定に加え、構成資産相互の歴史的な関係性を示すため、調査・研究体制の確立と充実を図り、これまでの調査・研究成果を取りまとめる。 ・来訪者が構成資産相互のつながりを容易に認知・理解できるよう、その成果を情報提供戦略へ計画的・段階的に反映させる。
上方の登山道等の総合的な保全手法 (勧告 d)	<ul style="list-style-type: none"> ・登山道、山小屋及びトラクター道の三者間の調和的・補完的な関係性に着目しつつ、来訪者管理戦略で定めた施策を確実に実施し、来訪者による登山道への影響の抑制を図る。 ・三者の保全に当たっては、自然環境や神聖さ等に配慮した材料・工法を選択する。
情報提供戦略 (勧告 e)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究体制を確立し、その成果を系統的に蓄積するとともに、公開活用を推進する。 ・富士山世界遺産センターの整備、ガイド等の育成、学校教育と連携した授業等の実施などを通じて、顕著な普遍的価値の情報提供を行う。また、マナー啓発等の情報提供も実施する。
来訪者管理戦略 (勧告 c)	<ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコの世界遺産管理マニュアル等を参考に、「望ましい富士登山の在り方」の実現に向けて、2015年から3年間「上方の登山道の収容力」を中心とした調査研究を実施し、その成果に基づき、2018年7月までに登山者数を含めた複数の指標及び水準を設定する。 ・登山者数の平準化や安全登山等の普及啓発の推進、山麓地域への誘導及び周遊等の施策を実施し、定期的に施策及び指標の評価・見直しを行う。

2016年1月までに実施された取組	進捗状況（2016年2月以降の取組）
<p>構成資産間の歴史的つながりと巡礼路の変遷を示すとともに、大学等の研究者を含む調査研究委員会を設置し、巡礼路に係る調査研究を開始した。</p> <p>また、構成資産相互のつながりを分かりやすく紹介したパンフレットを作成し、情報提供手法として活用した。</p>	<p>山梨県・静岡県「富士山世界遺産センター」を中心として、構成資産相互の歴史的なつながりを明らかにするため、須走口登山道を始めとした巡礼路等に関する調査・研究を計画的に進め、その成果を情報提供戦略や来訪者管理戦略へ計画的・段階的に反映させている。(P9)</p>
<p>静岡県・山梨県は、登山道パトロールを実施し、自然環境や景観に配慮した維持管理を行った。また、落石防護壁等の人工構造物の整備については、展望景観に配慮した修景方法の検討を進め、試験施工等を行った。</p>	<p>登山行為による登山道への影響を抑制するため、指標に基づく来訪者管理を実施している。</p> <p>また、引き続き、周囲の自然環境や景観に配慮した材料・工法による登山道の維持補修や看板等の修景を行うなど、景観との調和に向けた取組を進めている。(P41)</p>
<p>情報発信の拠点施設として、「富士山世界遺産センター」を建設し、事業活動を担う職員の配置を進めた。また、地域に根ざした人材として「世界遺産ガイド」等を養成するとともに、学校教育や富士の国（ふじのくに）づくりキッズ・スタディプログラム等と連携した授業・講座を実施した。</p>	<p>巡礼路等の調査研究及び情報発信の拠点施設として整備を進めてきた山梨県・静岡県の「富士山世界遺産センター」がそれぞれ開館し、調査・研究成果の蓄積や公開活用を積極的に行っている。</p> <p>また、来訪者が構成資産相互のつながり等に関する認知・理解を深められるよう、調査・研究成果を活用し、山麓の構成資産へ誘導する取組を進めている。(P49)</p>
<p>2015年に、夏季における五合目以上の登山者の動態調査・意識調査を実施し、収容力の調査・研究を開始した。</p> <p>また、「望ましい富士登山の在り方」の実現を目指し、シャトルバスの最終発車時間の見直しを始めとした登山者数の平準化や、弾丸登山の自粛要請などの普及啓発を推進した。</p> <p>さらに、マイカー規制期間の見直や、富士山保全協力金の本格導入などを実施した。山麓地域については、山麓の構成資産を巡るモデルコースの設定等の検討を進めた。</p>	<p>「望ましい富士登山の在り方」を実現するために、2019年を目標年とした指標・水準を設定し、目標水準の達成を目指した対策を実施している。このうち、登山者数については、登山の安全性・快適性を損なうような著しい混雑が恒常的に発生しているわけではないため、特定の日・時間帯・場所で限定的に発生している混雑を緩和する観点から指標・水準を設定し、平準化や安全確保のための情報提供等の施策を展開している。</p> <p>また、下方斜面の巡礼路の特定や情報提供戦略との連携の下、来訪者の山麓の構成資産への誘導又は周遊を促進している。(P23)</p>

戦略・方法	戦略・方法の概要
開発の制御	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山麓における建築物の開発圧力の早期把握、地域住民との合意形成等を含めた行政手続きの充実、保全に対する社会全体の機運醸成等を図る。 ・ 個別に景観改善等が必要な事項は、即効的対策を着実に進めた上で、抜本的対策を計画的に実施する。
危機管理戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害等から来訪者・住民及び財産を保護するため、「地域防災計画」などの各種防災計画等に基づく対策を推進する。 ・ 山麓の構成資産への対応として、「文化庁防災業務計画」等に基づき、建造物の災害予防、復旧及び入場者の安全対策を実施する。
経過観察指標の拡充・強化 (勧告 f)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産への負の影響を把握するとともに、各種戦略の評価・見直しを行うため、観察指標を拡充・強化する。 ・ 本栖湖北西岸の中ノ倉峠及び三保松原に加え、34ヶ所を新たな定点観測地点として追加する。

2016年1月までに実施された取組	進捗状況（2016年2月以降の取組）
<p>行政手続や経過観察を通じて、開発圧力の早期把握に努めた。また、個別の指摘事項については、各種計画等に基づき、計画的に改善が進められた。</p>	<p>山麓における建築物等の開発圧力に対しては、経過観察等を通じて早期把握に努めるなど、開発の制御の効果を促進している。また、イコモス評価書（WHC - 13/37.COM / INF.8B1, ICOMOS Evaluations of Nominations of Cultural and Mixed Properties to the World Heritage List / Fujisan (Japan) NO.1418）において景観改善等の必要性を指摘された事項については、地域社会との合意形成に十分留意しつつ事業を進めており、計画的に改善が図られている。（P67）</p>
<p>「地域防災計画」などの各種防災計画等に基づく対策を進めた。特に突発的な噴火等に対する対策について検討を進めた。また、「文化庁防災計画」等に基づき、建造物の災害予防、復旧及び入場者の安全対策等を実施した。</p>	<p>引き続き、地域防災計画を始めとした各種防災計画に基づく対策を進めている。特に突発的な噴火への対応として登山者への情報伝達等の充実を図っている。また、「文化庁防災業務計画」等に基づき、建造物の災害予防、復旧及び入場者の安全対策を実施している。（P61）</p>
<p>新たな定点観測地点を選定するとともに、富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況の把握や、構成資産等における来訪者意識調査を実施し、観察指標へ追加した。</p>	<p>山梨県・静岡県及び関係市町村は、『世界文化遺産富士山包括的保存管理計画』に定めた観察指標に基づく経過観察を毎年実施している。さらに、富士山世界文化遺産協議会は、観察結果を年次報告書として取りまとめの上評価し、各種施策が有効に実行されていることや資産及びその周辺に対する負の影響がないことを確認している。（P87）</p>

本頁はレイアウト調整上意図的に白紙にしてあります。